

平成31年度

交通安全対策推進重点

香川県交通安全県民会議

【推進目標】

交通死亡事故の抑止と県民の交通安全意識の醸成

【推進スローガン】

県民総ぐるみで交通死亡事故ワースト上位からの脱却

【推進重点】

第1 基本的推進重点

- 1 交通ルールへの遵守と交通マナー向上対策の推進
- 2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 3 安全で快適な交通環境の整備

第2 具体的推進重点

- 1 高齢者の交通安全対策の推進
- 2 飲酒運転・あおり運転等悪質・危険な運転の追放
- 3 シートベルト・チャイルドシート着用対策の推進
- 4 自転車の安全利用の推進

【年間交通安全運動】

《運動名》

人も車も 止まる・見る・待つ さぬき路安全運動

《運動に使用する統一スローガン》

車より 人が優先 讃岐マナー

《推進目標設定の趣旨》

平成30年中の全国の交通事故発生件数及び負傷者数は14年連続で減少し、交通事故による死者数についても前年比162人(4.4%)減の3,532人となり、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少となった前年を更に下回りました。

また、本県における交通事故発生件数は8年連続、負傷者数は13年連続の減少となり、交通事故による死者数についても前年比4人(8.3%)減の44人と減少し、昭和25年以来67年ぶりに40人台となった前年に続き、40人台となりました。しかしながら、人口当たりの死者数は全国ワースト6位と、依然として全国ワースト上位の厳しい状況は続いています。

昨年の交通死亡事故の主な特徴としては、高齢者の死者数が全体の約6割を占め、夜間の死者数が全体の過半数を占めているほか、車両単独の自損事故が目立っています。

また、死者数の44人のうち、15人が四輪乗車中に亡くなられており、そのうち6割の9人がシートベルトを着用しておらず、着用していれば6人の尊い命が助かっていたと分析されています。さらに、人口当たりの飲酒運転事故や自転車事故の発生件数も全国ワースト上位になっています。

こうした厳しい交通情勢の背景には、多くの道路利用者に基本的な交通ルールの無視や交通マナーの欠如が見られ、交通事故発生 of 主な要因となっております。

香川県交通安全県民会議としては、交通死亡事故を抑止するため、県・警察・市町をはじめ、関係機関・団体との連携を強化して、各年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育や県民総ぐるみの交通安全運動を通じ、県民一人ひとりが自らの問題として交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守や交通マナーを実践できる交通社会の形成に努めることとしております。

そこで、昨年度に引き続き、「交通死亡事故の抑止と県民の交通安全意識の醸成」を推進目標に、各種交通安全活動を展開するとともに、年間運動として「人も車も 止まる・見る・待つ さぬき路安全運動」を実施することとしました。

今後とも、わが郷土香川にふさわしい「交通事故のない安全で快適な交通社会の実現」に向け、皆様方の一層のご支援、ご協力をよろしく申し上げます。

平成31年3月

香川県交通安全県民会議

平成 31 年度 交通安全対策推進重点

推 進 重 点	第 1 基本的推進重点 1 交通ルールの遵守と交通マナー向上対策の推進
---------	--

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
1 交通安全意識の普及徹底	<p>交通事故防止について、目指すべき究極の目標は、「交通事故のない安全で快適な交通社会の実現」である。</p> <p>この目標を達成するため、当面は、第 10 次香川県交通安全計画の平成 32 年の数値目標である、</p> <p>死者数 39 人以下を目指すものとする。</p> <p>死傷者数 8,200 人以下を目指すものとする。</p> <p>を掲げ、各種交通安全対策を進める。</p> <p>全ての県民に対し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上など、交通安全意識の高揚につながる交通安全対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルールは、法令による必要最小限度の決まり。 ○ マナーは、交通社会の中で望ましい行動ないし態度として認識され、習慣化されたもの。 <p>(1) 「人も車も 止まる・見る・待つ さぬき路安全運動」の実施</p> <p>交通安全県民会議は、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図るため、「車より 人が優先 讃岐マナー」を統一スローガンに掲げ、運動の重点として、7 つの柱に基づき、県民総ぐるみの運動を展開する。</p> <p>ア 「よく視て安全 さぬき路運動」の推進</p> <p>県警察においては、県民の交通安全意識の高揚及び全ての交通参加者が「よく視る」ことの重要性・必要性を改めて理解・認識し、それを実践することでより一層の交通死亡事故の抑止を目指す「よく視て安全 さぬき路運動」を推進する。</p> <p>(2) 「交通マナーアップの日」及び「県民の交通安全日」における各種活動の強化</p> <p>毎月 5 日の「交通マナーアップの日」及び 20 日の「県民の交通安全日」は、交通事故の防止とともに、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるために制定されている。</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、街頭活動や広報啓発活動を通じて「交通ルールをきちんと守ることが、交通事故防止の第一歩である。」ことを訴え、県民一人ひとり</p>	<p>□平成 30 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死者数 44 人 ・死傷者数 6,287 人 <p>教育指針の普及版から抜粋</p> <p>□運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の交通事故防止 ②夜間・薄暮時の交通事故防止 ③飲酒運転の根絶 ④交差点及び交差点付近での交通事故防止 ⑤自転車の安全利用と正しいルール遵守の徹底 ⑥全席でのシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底 ⑦横断歩道における歩行者優先 <p>※交通マナーアップの日 ～H12.8 制定</p> <p>※県民の交通安全日 ～S48.4 制定</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
	<p>の交通安全意識の高揚に努める。</p> <p>(3) 主要交差点における街頭活動の強化</p> <p>県・市町は、地域の交通指導員及び交通安全母の会等の協力を得て街頭活動を強化する。</p> <p>特に、歩行者・自転車利用者に対しては、信号の遵守や正しい横断の仕方など、交通ルールを守ることの必要性と大切さを根気強く指導する。</p> <p>(4) 安全運転コンテスト等の実施</p> <p>スマートフォンのアプリ等を用いて、急ブレーキや急発進、急ハンドルなどの車の運転状況を診断し、安全運転を競うコンテストの開催や車の運転状況を自動的に記録する車載機器を活用した安全運転講習会の開催により、交通マナーの向上に取り組む。</p> <p>(5) 交通マナーアップ啓発事業の実施</p> <p>県民の交通マナー向上のための啓発に取り組む。</p>	<p>□県下一斉キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通事故死ゼロを目指す日」～5/20(月)朝 ・シートベルト着用・自転車の安全利用啓発～7/5(金)朝 ・「交通事故死ゼロを目指す日」(反射材着用啓発)～9/30(月)薄暮時

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>2 交通安全教育の充実・強化</p>	<p>交通安全教育の狙いと目的は、何よりも「事故を起こさない、事故に遭わない行動がとれる」人づくりであり、また、「交通社会において他人との良好なコミュニケーションがとれる」人づくりである。</p> <p>(1) 段階的な交通安全教育の充実・強化</p> <p>幼児期から高齢者までの間、心身の発達段階に応じて、歩行者、自転車利用者、運転者に対する段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育の充実・強化を図る。</p> <p>交通社会の一員として、自己の安全だけでなく、他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる思いやりをもった社会人の育成に努める。</p> <p>特に高齢社会の進行に対応するため、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を自覚させる交通安全教育の強化を図る。</p> <p>(2) 運転者に対する交通安全教育の充実・強化</p> <p>ア 運転免許取得時教育の充実</p> <p>交通事故の要因は、運転者の判断ミスのほか、交通ルールの無視や交通マナーの欠如が指摘されており、交通社会における運転者としての資質の向上が重要であることから、運転免許取得時において安全運転に必要な技能及び知識を習得させるとともに、自己の運転能力と運転者としての責任の重さを自覚させる交通安全教育の充実を図る。</p> <p>また、他の人々に対する思いやりと譲合いの心を育てる。</p> <p>イ 法令講習時教育の充実</p> <p>県内の交通秩序を形成することとなる運転者に対し、更新時講習、初心運転者講習、違反者講習等の機会を通じて、交通安全行動の基礎となる交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促す具体的な交通安全教育を行う。</p> <p>ウ 実車講習を中心とした自動車教習所が行う講習の受講促進を図る取組を推進することにより、運転免許取得後の交通安全教育の充実を図る。</p> <p>(3) 地域・職域等における交通安全教育の充実・強化</p> <p>ア 家庭における交通安全教育の充実</p> <p>家族の一人ひとりが交通社会を構成する一員であることを自覚して、交通参加者として常に責任ある行動と、他の人々に対する思いやりについて話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づける。</p>	<p>※交通ルールとマナーは、車の両輪である事を指導</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>3 交通ルールの遵守と交通マナー実践の指導推進</p>	<p>イ 地域における交通安全教育の充実</p> <p>自治会、交通安全母の会、子供会、老人クラブ、学校等において、主体的な交通安全教育活動のほか、交通安全キャンペーン、各種教育活動や広報媒体活用の活動を展開して、歩行者、自転車利用者、運転者等、一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの実践が涵養される教育を積極的に推進する。</p> <p>ウ 事業所等における交通安全教育の充実</p> <p>事業所、企業、官公庁等にあつては、朝礼等の機会を有効に活用して、従業員に対し、交通ルールの遵守と交通マナーの意識高揚について、教育、指導を繰り返し実施するとともに、従業員の健康状態に配慮するなど、職場総ぐるみによる交通事故防止活動を推進する。</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各種交通安全活動を通じて、歩行者、自転車利用者、運転者等それぞれに応じた実践事項を指導する。</p> <p>(1) 歩行者の交通ルールと交通マナーの実践事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者は信号機の表示する信号に従う。 ○ 歩行者横断禁止場所では道路を横断しない。 ○ 近くの横断歩道、歩道橋等を利用するほか、押ボタン信号機がある時は必ず押ボタンを押し、正しい横断を行う。 ○ 横断する時は、運転者等に合図を送り、双方が相手を確認した上で、左右の安全を確認し横断する。 ○ 走行車両や駐車車両の直前・直後の横断、道路への飛び出しをしない。 ○ 夜間、外出するときは、反射材の着用を励行する。 ○ 踏切では左右の安全を確認する。 <p>(2) 自転車利用者の交通ルールと交通マナーの実践事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は「車両」であることを徹底させる。 ○ 「自転車安全利用五則」の周知徹底を図る。 ○ 踏切の直前（停止線の直前）で停止し、左右の安全を確認する。 ○ 「傘差し運転等の禁止」、「携帯電話等を使用しながらの運転の禁止」、「大きな音でヘッドホン等を使用して音楽を聞く等の運転の禁止」、「左側通行」等の交通ルールを守る。 ○ 自転車の歩道通行部分は、「普通自転車通行指定部分の通行」、「歩行者絶対優先」、「他の自転車との行き違い時は相手自転車を右側に見て通行」を遵守する。 	<p>※「アイコンタクト」をしっかり取る</p> <p>□「自転車安全利用五則」の遵守</p> <p>□自転車指導日（毎月 15 日）における自転車指導啓発活動の活性化</p> <p>□交通に危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を行った者に対する自転車運転者講習制度の着実な運用</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>4 広報啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供（13歳未満の幼児・児童）にはヘルメットを着用させるほか、全ての自転車利用者にヘルメットの着用を促進させる。 ○ 自転車の点検整備を確実にを行う。 ○ 自転車事故の高額賠償事例を紹介し、加害者になったときの損害賠償責任を果たすための損害保険の加入を促進させる。 <p>(3) 運転者の交通ルール遵守と交通マナーの実践事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号交差点では信号に従い、見通しの悪い交差点では、「しっかり止まって、はっきり確認」を励行する。 ○ 横断歩道手前での減速と横断歩道における歩行者優先義務を遵守する。 ○ 車線変更や右左折の合図は早めに行い、安全速度を遵守し、「ゆとりのある運転」を励行する。 ○ 運転中の携帯電話等の不使用を徹底する。 ○ 聴覚障害者の運転する自動車等交通弱者を守る運転を励行する。 ○ 全ての座席でシートベルトを着用するとともに、チャイルドシートの正しい使用を徹底する。 ○ 二輪車を運転するときは、必ずヘルメットを正しく着用する。 ○ 制限速度の遵守と状況に応じた安全速度を励行する。 ○ 早めのライト点灯と、こまめな切替を励行する。 ○ 環境に配慮した運転（エコドライブ）を励行する。 ○ 十分な車間距離を確保する。 ○ 踏切の直前（停止線の直前）で停止し左右の安全を確認する。 <p>県民一人ひとりの交通安全に関する意識改革が必要であることから、交通ルールを厳守するとともに交通マナーの向上を図るため、ターゲットを明確にし、年齢層ごとに様々な広報媒体を使い分け、県民自らが自発的に行動に移すことができる効果的な広報啓発を行う。</p> <p>(1) 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 県、市町、地域、職域等において発行している各種広報紙（誌）を活用する。 イ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力による広報を実施する。 ウ ポスター等を作成して効果的に活用する。 	<p>※日没 30 分前の点灯</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>5 交通事故多発要因の調査と効果的な対策の推進</p>	<p>エ 広報車、有線放送、インターネット、ファックス等既存の設備を積極的に活用して広報を行う。</p> <p>オ 交通安全キャンペーン等の街頭活動により広報啓発活動を実施する。</p> <p>カ 県下の危機的な交通事故情勢を訴えるテレビCM等を制作・放映する。</p> <p>(2) 関係機関・団体による広報啓発活動の強化</p> <p>ア 関係機関・団体は、各種講習会等を積極的に開催し交通ルール遵守及び交通マナー向上に関する広報啓発を行う。</p> <p>イ 関係機関・団体は、相互に連携して好事例等の情報交換を積極的に行い、それぞれの特性に応じ、創意工夫を凝らした真に効果のある広報啓発活動を推進する。</p> <p>ウ 関係機関・団体は、自転車指導啓発重点地区路線における自転車指導啓発を推進する。</p> <p>(1) 交通事故多発要因調査結果及び対策の方向性</p> <p>交通安全対策の推進に当たっては、本県の交通事故多発要因や事故の特徴を踏まえたものであることが重要であり、関係機関・団体が一層連携を図り、また、民間活力を活用するなど、新たな視点での取組みや効果的な対策の推進を行う。</p> <p>(2) 適切な交通事故情報の提供</p> <p>県民、道路管理者、交通関係ボランティアのほか、医師会、損害保険会社、交通事故後の処理をする団体等に対し、広く交通事故の実態等を提供する。</p> <p>交通事故情報提供システムの有効活用を県民に訴える。</p>	

推 進 重 点	第1 基本的推進重点 2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
----------------	--

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
1 交通安全教育体制の整備	<p>(1) 交通安全教育体制の確立</p> <p>段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を効果的に推進するには、交通安全県民会議を構成する関係機関・団体が「交通安全教育指針」の内容を理解し、同指針を活用して教育対象に応じた教育方法や内容を明確に把握して、連携を取りながら、それぞれの機関・団体の特性を生かし、計画的、継続的に交通安全教育を実施する。</p> <p>(2) 実践的な交通安全教育の推進</p> <p>交通安全教育は、従来の交通ルール及び交通マナーを中心とした内容に、交通事故の未然防止能力の向上を図るものに加え、より実践的な内容とする。また、教育方法も一方通行型から危険予知トレーニングの教育技法を取り入れた参加者自身が考える交通安全教育や、参加・体験・実践型の交通教室へ転換し、受講者の自主的な習得意欲を高め、納得のいくきめ細かな内容とする。</p> <p>(3) 交通安全教育指導者の育成</p> <p>道路交通法に基づき、交通安全教育の義務を負う安全運転管理者、地域交通安全活動推進委員はもとより、県、市町、民間団体等の指導者に対し、教育対象に応じた教育方法等に関する研修会等を開催し、指導能力の向上を図る。</p> <p>(4) 教育用資器材等の整備充実と有効利用</p> <p>県、警察、市町等は、交通安全教育指導者の育成と教育を支援するため、多角的な交通事故分析や交通事故防止に関する調査研究を行い、関係機関・団体に交通安全情報等を積極的に提供するとともに、県内の交通事故実態を踏まえた教育教材等の作製に努め、交通安全教育の充実と支援を強化する。</p>	<input type="checkbox"/> 「交通安全教育指針」の活用 (H10.9.22 国家公安委員会告示)
2 体系的な交通安全教育の推進	<p>交通安全教育は、幼児・児童に対する教育から、運転者になる前段教育としての性格を有する中学・高校生に対する教育、運転免許取得時教育、運転免許保有者に対する教育及び高齢者教育が一連のものとして、世代ごとに生涯にわたって計画的に行わなければならない。</p> <p>特に交通法規は、社会規範の一部であり、良識ある交通社会人としての形成を目指すものとする。</p>	

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
	<p>また、教育委員会（学校）、高齢者福祉関係機関等、児童生徒・高齢者等に直接関与する機関・団体は、各対象者の教育を受ける機会の確保に努める。</p> <p>(1) 幼児に対する交通安全教育</p> <p>基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して視聴覚教材を活用した交通安全教室等の実施に努める。</p> <p>(2) 小学生に対する交通安全教育</p> <p>歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げた関心を持たせる工夫を凝らすなど効果的な交通安全教育の実施に努める。（低学年は、歩行者の心得を重点指導、高学年は、自転車利用の心得を重点指導および交通安全を自ら考える指導）</p> <p>(3) 中学生に対する交通安全教育</p> <p>自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車教室等の実施に努める。</p> <p>(4) 高校生に対する交通安全教育</p> <p>二輪車の運転者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、高校、関係団体等と連携した自転車教室や、二輪車の運転免許者を対象とした実技講習会等の実施に努める。</p> <p>(5) 成人に対する交通安全教育</p> <p>ペーパードライバーから職業運転者まで、様々な人が対象であり、それぞれの運転経験に応じた交通安全知識が習得できるよう、教育の内容や手法を工夫する。</p> <p>また、様々な道路交通状況を的確に判断して、自動車を冷静に運転できる能力を養成するとともに、他人に配慮して安全に道路を通行できる運転者の育成を図る。</p> <p>加えて、実車講習を中心とした自動車教習所が行う講習の積極的な受講を呼び掛ける。</p>	<p><input type="checkbox"/>交通安全教育推進隊との連携</p> <p><input type="checkbox"/>自転車シミュレーター等教育器材の有効活用</p> <p><input type="checkbox"/>自転車シミュレーター等教育器材の有効活用</p> <p><input type="checkbox"/>自転車シミュレーター等教育器材の有効活用</p> <p><input type="checkbox"/>自転車運転免許制度の推進</p> <p><input type="checkbox"/>ドライブシミュレーター等教育器材の有効活用</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>3 運転者教育の推進</p>	<p>(6) 高齢者に対する交通安全教育</p> <p>加齢に伴って生ずる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解指せ、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。特に、夜間に横断中の交通死亡事故が多い実態を踏まえ、横断時における特性に基づいた交通安全教育の実施に努める。</p> <p>(1) 運転免許取得時教育の充実</p> <p>交通事故の多くは、前をよく視ていないことが要因で発生していることから、このことを含めた運転能力等の向上を図る教習を行うことが極めて重要である。そのため、指定自動車教習所の指導員に対し、各種研修等を通じて教習能力の向上に努めるとともに、教習所に対しては、教習水準の維持向上を図るため必要な指導及び助言を行う。</p> <p>また、教習水準の向上に資する情報の提供に努める。</p> <p>(2) 運転免許取得者に対する再教育</p> <p>ア 法定講習内容の充実</p> <p>悪質・危険運転者の早期排除に努めるとともに、更新時講習、高齢者講習、初心運転者講習、処分者講習、違反者講習等の充実を図り、運転能力等の向上を図る。</p> <p>イ 実車講習を中心とした自動車教習所が行う講習の受講促進を図る取組を推進することにより、運転免許取得後の交通安全教育の充実を図る。</p> <p>ウ 事業所等における交通安全教育の充実</p> <p>安全運転管理者講習の充実を図り、安全運転管理者等に対して、企業内教育の進め方について指導するとともに、安全運転中央研修所等における実践的かつ高度な教育の受講を勧め、管理者等の指導能力の向上を図る。</p> <p>また、交通事故分析情報の提供や企業における安全教育に必要な教材等の貸出しなど、支援体制を強化する。</p>	<p>□歩行環境シミュレーター等の教育器材の有効活用</p>
<p>4 自転車の安全教育の推進</p>	<p>(1) 交通安全教育の強化</p> <p>県、市町、関係機関・団体は、通勤、通学、買い物等日常生活における自転車の安全利用を促進するため、学校、老人クラブ、交通安全母の会等の団体及び地域住民と連携して、自転車シミュレーターを活用した自転車教室、自転車大会等を計画的に開催するとともに、街頭指導を強化して、自転車の安全な乗り方についての指導と安全利用の習慣化を図る。</p>	<p>□交通安全子供自転車大会</p> <p>□交通安全高齢者自転車大会</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>5 交通安全普及啓発活動の推進</p>	<p>(1) 関係機関・団体の主体的活動の推進</p> <p>県、市町、警察等は、関係機関・団体と協力し、地域、職域等で行われる各種交通安全活動が一体となって効果的に推進できるよう、交通安全情報の提供に努める。</p> <p>交通安全情報の提供に当たっては、ネットワーク社会の進展に合わせ、インターネットを積極的に活用したタイムリーな情報提供を行う。</p> <p>また、民間の自主的な活動によって、県民の交通安全意識の一層の向上を図るため、交通安全を推進する交通安全母の会等各種団体の育成に努め、これら団体が行う交通安全活動に対し、資料の提供、講師の派遣等に努める。</p> <p>(2) 県民総ぐるみの交通安全活動の展開</p> <p>県、市町等は、各季の交通安全運動、日を定めて実施する運動等の実施に当たっては、各種広報媒体を活用して県民の積極的な参加を促し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践は、「県民の義務」であることを呼び掛けて、県民総ぐるみの活動を展開して、交通安全意識の高揚を図る。</p>	<p>□県警ヨイチメール・ツイッター、メルマガかがわなどの活用</p> <p>□県ホームページ http://www.pref.kagawa.lg.jp/</p> <p>□県警ホームページ http://www.pref.kagawa.lg.jp/police/</p> <p>□交通安全協会ホームページ http://www.niji.or.jp/home/kagawaak/</p> <p>□交通安全運動で使用する統一スローガン 「車より 人が優先 讃岐マナー」</p>

推 進 重 点	第1 基本的推進重点 3 安全で快適な交通環境の整備
---------	-------------------------------

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>1 生活道路等における人 優先の安全・安心な歩行空 間の整備</p>	<p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進 生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、関係機関が連携して、路側帯の設置・拡幅、ゾーン30の整備や外周幹線道路における信号機の高度化等の交通円滑化対策を実施する。</p> <p>(2) 通学路等の交通安全歩道整備等の推進 高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機の整備や横断歩道等必要な交通規制を実施する。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 高齢者や障害者等が安全に活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、歩道の整備や段差・傾斜・勾配の改善を推進し、特に必要な交差点には、歩車分離式信号機等、バリアフリーに対応した信号機等の整備を推進する。</p>	<p><input type="checkbox"/>ゾーン30の整備 平成33年までに7地区整備予定（平成30年度末23か所）</p> <p><input type="checkbox"/>交通安全総点検の実施</p>
<p>2 幹線道路における交通 安全対策の推進</p>	<p>(1) 事故危険箇所対策の推進 幹線道路では、交通事故が特定の区間に集中していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点のコンパクト化、交差点のカラー化、わかりやすい路面標示等の対策を実施する。</p> <p>(2) 幹線道路における交通規制 道路における交通の安全と円滑を図るため、地域の交通実態を踏まえ、最高速度、駐車禁止、信号制御等の交通規制の点検及び見直しを推進する。</p> <p>(3) 重大事故の再発防止 重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。</p>	

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>3 交通安全施設等の整備事業の推進</p>	<p>(4) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進</p> <p>高速自動車国道等においては、交通安全対策を総合的に実施する観点から、引続き交通事故発生実態に応じた道路施設整備及び適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進する。</p> <p>(1) 総合診断の実施</p> <p>関係機関が連携して、交通事故多発地点等に対する総合診断を実施し、道路交通情勢、交通実態等を踏まえた交通安全施設等の整備を図る。</p> <p>(2) 交通円滑化対策の推進</p> <p>香川県渋滞対策協議会で特定した主要渋滞箇所について、要因分析を行い、対策手法について検討する。</p> <p>また、交通の円滑を確保するため、交通管制システムの高度化を図り、よりきめ細やかで最適な信号制御を行うとともに適切な道路情報を提供する道路交通情報提供装置の整備を行う。</p> <p>(3) 連絡会議等の活用</p> <p>道路管理者と行政機関等で設置している「香川県道路交通環境安全推進連絡会議」や「香川県交通事故対策会議」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。</p> <p>(4) 交通安全施設の戦略的維持管理</p> <p>中・長期的な視点に立ち、必要性の低下した信号機の撤去、老朽した交通安全施設の更新、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの削減を推進する。</p>	
<p>4 自転車利用環境の総合的整備</p>	<p>(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>自転車や歩行者、自動車の交通量に応じて、自転車道や自転車が走行可能な自転車歩行者道の整備、及び車道において自転車の通行位置を示した路面標示による自転車走行空間、並びに自転車が通行しやすい幅広い路肩の整備を推進する。</p> <p>(2) 総合的かつ計画的な自転車等の駐輪対策の推進</p> <p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的推進に関する法律による施策を推進する。</p> <p>また、駅周辺等における放置自転車等の解決を図るため、条例による放置自転車の整理・撤去を行う。</p>	<p>□条例の制定（6市2町）</p> <p>高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、東かがわ市、三豊市</p> <p>宇多津町、綾川町</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
5 総合的な駐車対策の推進	<p>(1) 違法駐車防止気運の醸成</p> <p>違法駐車排除等に関し、広報啓発を行うとともに、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、地域交通安全活動推進委員等の積極的な活用により、住民の理解と協力を得ながら、違法駐車防止気運の醸成を図る。</p> <p>(2) 駐車場施設の整備と利用の促進</p> <p>路外駐車場、荷捌き・タクシー用駐車ベイ等の整備と利用促進を図る。</p> <p>(3) 違法駐車対策の推進</p> <p>違法駐車の実態及び地域住民の意見・要望等を把握した上で、駐車規制や駐車監視員活動ガイドラインの見直しを図るとともに、県民の理解と協力を得るため、違法駐車対策制度の周知等を行い良好な駐車秩序の維持・確立を図る。</p> <p>(4) 公共交通機関の利用促進</p> <p>市街地における交通渋滞の解消と環境問題や交通安全の推進の観点から路線バス、電車等の公共交通機関の利用促進を図る。毎週金曜日、マイカーでの通勤を自粛し、電車、バス等公共交通機関を利用することを広報啓発する。</p>	<p>□違法駐車防止条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市 H4. 4. 1 ・高松市 H5. 1. 1 ・坂出市 H6. 6. 1 <p>□放置車両確認業務開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市 H18. 6. 1 ・丸亀市 H20. 4. 1 ・坂出市 H20. 4. 1
6 災害に備えた道路交通環境の整備	<p>(1) 災害に強い交通安全施設等の整備</p> <p>災害が発生した場合において、緊急交通路を確保するため、交通監視カメラ、交通情報板等の整備や信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。</p> <p>(2) 災害発生時における交通規制</p> <p>地震、台風、集中豪雨等により、道路災害が発生し、又は発生が予測される場合には、道路状況を的確に把握し、車両通行止め等適正な交通規制を迅速に実施する。</p>	
7 踏切道対策の推進	<p>(1) 踏切道の改良等の推進</p> <p>鉄道事業者、関係機関が協力して、踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備及び必要な交通規制等を推進する。</p> <p>(2) 広報の徹底</p> <p>交通安全運動及び交通安全日等の機会を捉えて踏切事故の重大性及び安全な通行等についての広報を徹底する。</p>	
8 用水路等対策の推進	<p>(1) 用水路等への転落防止対策の推進</p> <p>用水路等に転落する重大交通事故が後を絶たない現状にあることから転落防止柵の設置や蓋がけ等の安全対策を図る。</p>	

推 進 重 点	第2 具体的推進重点 1 高齢者の交通安全対策の推進
---------	-------------------------------

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
1 交通安全意識の醸成	<p>(1) 「高齢者交通安全日」における活動の強化</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、広報紙、ポスター、横断幕、立看板、広報車等を有効に活用して「高齢者交通安全日」における広報活動を積極的に実施し、県民への周知を徹底して、高齢者をはじめとする県民の交通安全意識を醸成する。</p> <p>(2) 運転者に対する高齢者保護意識の醸成</p> <p>一般運転者に対し、運転免許取得時、更新時講習、安全運転管理者講習等の機会を通じ、高齢者の行動特性を理解させ、高齢者保護意識の高揚を図るとともに、高齢者に対する思いやりのある運転意識を醸成する。</p> <p>(3) 地域における高齢者保護活動の強化</p> <p>市町、関係機関・団体は、自治会活動等を通じて、高齢者を取り巻く周囲の人々に対して、高齢者が安全に交通社会に参加できるよう、高齢者の身体的特性や精神的特性について指導し、理解を深めるとともに、街頭においては、「反射材着用」の呼び掛けや、保護・誘導活動を推進する。</p> <p>(4) 家庭における高齢者対策の強化</p> <p>「交通安全は家庭から」を基本に、高齢者が外出する時の「声掛け」「反射材の着用」等を促進し、家族ぐるみで高齢者の保護を徹底する。</p>	<p>□高齢者交通安全日 毎月5日</p> <p>□高齢者の行動特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視力、聴力の変化 ・動作の緩慢 ・バランス機能の変化等
2 効果的な高齢者交通安全教育の推進	<p>(1) 高齢者に対する交通安全教育の在り方</p> <p>高齢者は、加齢に伴い身体の機能が変化し、歩行者としても、また、運転者としても、道路を通行する際に従前の行動をとることができない場合がある。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の高齢者も多い。</p> <p>そこで、高齢者に対する交通安全教育においては、加齢に伴う身体の機能の変化が道路における行動に及ぼす影響を理解させるとともに、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者の心得、自転車の利用者の心得等について理解を深めさせることにより、安全に道路を通行することができるようにする。</p>	<p>※交通安全教育指針</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
	<p>(2) 高齢者交通安全教育実施体制の整備</p> <p>ア 高齢者交通指導員の充実</p> <p>市町、老人クラブは、相互の連携を強化し、高齢者交通指導員にふさわしい人材の確保に努める。</p> <p>また、県、警察、市町等は、高齢者交通指導員等に対する研修を行い、同指導員の指導能力の向上と活動の活性化を図る。</p> <p>イ 老人福祉・社会教育における教育の推進</p> <p>市町、老人福祉・社会教育機関、老人クラブ等は、相互の連携を強化して、高齢者が交通安全教育を受ける機会の確保と受講者の拡大に努め、教育内容の充実を図る。</p> <p>ウ 高齢者交通安全教材の活用</p> <p>高齢者交通安全教育を行う者は、警察が企画・編集した高齢者交通安全教材、歩行環境シミュレーター及び自転車シミュレーター等を積極的に活用して、お互いに考える安全教育を実施して、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(3) 参加・体験・実践型教育の推進</p> <p>ア 子供、その親、高齢者の三世代が「自ら参加し、考え、学ぶ」ための交通安全教室等を開催する。</p> <p>県、市町等は、交通安全母の会や老人クラブ等と協力して、高齢者の交通事故防止のための世代間交流事業やシルバードライビングスクール、重大事故現場での現地交通安全教室、新設道路での安全教室等の体験型交通安全教室を積極的に開催して、車両の特性、安全な道路横断の方法等について指導を強化する。</p> <p>イ 反射材の普及促進</p> <p>関係機関・団体は、高齢者交通安全教室等の機会を捉えて、反射材の有効性を体得させ、その普及及び着用の促進に努める。</p> <p>(4) 高齢者世帯訪問活動等による安全教育の推進</p> <p>ア 高齢者交通安全教育実態の把握</p> <p>県等は、交通安全母の会、老人クラブ等と連携して、組織未加入高齢者及び交通安全教育未受講高齢者を把握し、これらの高齢者に対する個別指導等により交通安全教育の機会の確保に努める。</p> <p>イ 高齢者世帯訪問指導の充実</p> <p>県、市町は、高齢者交通指導員、交通安全母の会等の協力を得て、警察では「セーフティアドバイザー」が、高齢者世帯を訪問し、交通安全教育を実施して交通安全教育未</p>	<p>□高齢者教育用教材</p> <p>「あなたの安全、みんなの安心」の活用</p> <p>□運転歴およそ 30 年以上のドライバーが対象（高齢者）</p> <p>「シニアドライバースクール香川」</p> <p>（H30.9.9 ハッピードライビングスクールで開催）</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>3 高齢運転者対策の推進</p>	<p>受講高齢者の絶無を図るとともに、交通ルール等の指導、靴等への反射材の直接貼付などを行う。また、地域における「声かけ・見守り」活動の中で高齢者の交通安全の啓発活動も行う。</p> <p>(1) 運転能力に応じた運転方法の指導</p> <p>県、警察等は、高齢運転者に対し、運転適性、運転技能を中心に指導し、加齢に伴う身体機能の変化が運転技能に影響を及ぼす可能性があることを理解させ、その技能低下を補う運転ができるよう指導する。</p> <p>(2) 高齢運転者に対する交通安全教育の推進</p> <p>ア 関係機関・団体は、65歳以上の高齢者を対象とする「シニア安全学級」の積極的受講の促進を図る。</p> <p>イ 県、市町等は、自動車教習所と連携し体験型のシルバードライビングスクール等を積極的に開催し、高齢運転者の安全運転技能の向上を図る。</p> <p>(3) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及活動の促進</p> <p>高齢運転者の安全意識を高めるため、関係機関・団体は、「高齢者マーク」の普及を促進し、各種広報活動に努めるとともに、積極的な使用促進を図る。</p> <p>(4) リスクの高い運転者への対策</p> <p>ア 一定の違反行為をした者に対する適正かつ円滑な臨時認知機能検査の受検、臨時高齢者講習の受講を推進する。</p> <p>イ 認知機能検査等で、認知機能が「低下している」と判定された場合は、認知症に関する医師の診断が必要となることから、円滑な受診を促進する。</p> <p>ウ 運転免許更新時に受講する高齢者講習の合理化・高度化に伴い、実車指導や個別指導が真に高齢運転者の安全運転に資するものとなるよう指導等の向上を図る。</p> <p>(5) 高齢者運転免許自主返納の促進</p> <p>公共交通機関や小売店・飲食店・温泉施設等において各種割引等の特典（サービス）が受けられる高齢者運転免許卒業優遇制度の充実と高齢者への周知に努め、運転免許証の自主返納を促進し、もって、高齢者の交通事故の抑止と交通安全の確保を図る。</p>	<p>□「高齢者講習制度」H10.10～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者講習受講対象年齢 70歳以上 ・シニア安全学級受講対象年齢 65歳以上に講習枠拡大 <p>□改正道路交通法施行 (H23.2.1 施行)</p> <p>□改正道路交通法施行 (H29.3.12 施行)</p> <p>□概要</p> <p>事業の趣旨に賛同する香川県内の公共交通機関や小売店・飲食店・温泉施設等を「高齢者運転免許卒業優遇店」として登録し、県内居住の65歳以上の者が運転経歴証明書又は運転免許卒業カードを提示した場合には、各種割引等の特典（サ</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>4 高齢者の安全を確保する道路交通環境の整備</p> <p>5 関係機関・団体等に対する協力要請</p>	<p>(6) 先進安全自動車（ASV）の普及促進</p> <p>高齢ドライバーによる交通事故抑止を図るため、購入補助などにより、自動ブレーキ等が装備されたASVの普及促進を図るとともに、性能の実態に即した正しい理解の促進を図る。</p> <p>(1) 高齢者等に配慮した交通安全施設の整備</p> <p>信号灯器のLED化をはじめとする信号機の高度化、道路標識・標示の高輝度化、高齢者の身体特性や生活実態を踏まえた交通安全施設の整備を図る。</p> <p>(2) 道路安全施設の整備</p> <p>道路管理者は、事故データ等の「見える化」により、効率的に対策箇所を抽出し、夜間照明の増設、歩道の整備、横断防止柵の設置、既設歩道の段差解消等のバリアフリー化等を推進する。</p> <p>高齢者に対する安全教育や広報活動を効果的に推進するには、関係機関・団体の発行する広報誌（紙）の活用はもとより、病院・高齢者福祉施設、交通安全関係団体等に協力を要請するとともに、ドライバーに対し、高齢者保護意識の高揚を広く呼び掛けるなど、高齢者保護対策の強化を図る。</p>	<p>ービス) を提供するもの</p> <p>□優遇店数 1,046 店 (H31. 2. 1現在)</p> <p>□平成30年運転免許自主返納者数 4,223 人 (うち65歳以上の高齢者数 4,138 人)</p> <p>□平成30年運転免許卒業カード発行者数 106人</p> <p>□平成28年度補助申請者数 1,045人</p> <p>□平成29年度補助申請者数 2,071人</p> <p>□平成30年度補助申請者数 1,629 人 (見込)</p> <p>※交通バリアフリー法条例 (H24. 4. 1 施行)</p>

推 進 重 点	第2 具体的推進重点 2 飲酒運転、あおり運転等悪質・危険な運転の追放
----------------	--

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
1 広報啓発活動の推進	<p>(1) 広報啓発活動の積極的推進</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各種広報媒体を活用し、飲酒運転、あおり運転、「危険ドラッグ」使用による運転及び暴走運転、無免許運転等の悪質性・危険性について積極的に広報し、運転マナー向上のため、ドライブレコーダー等の設置を普及促進させ、これら悪質・危険な運転の追放気運を高める。</p> <p>(2) 交通安全運動における重点取組</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各季の交通安全運動等の推進重点に「飲酒運転、あおり運転等悪質・危険な運転の追放」を掲げるなど、街頭における交通キャンペーン等を粘り強く展開し、追放の徹底を図る。</p>	<p>※道路交通法の改正による酒気帯び運転に対する更なる厳罰化（H21.6.1施行）</p>
2 飲酒運転、あおり運転等をさせない環境づくりの推進	<p>(1) 家庭における環境づくり</p> <p>家庭において飲酒運転等の悪質・危険な運転について家族で話し合う機会を設け、「飲んだら乗るな 乗るなら飲むな」や「思いやり運転」等を家族で確実に実践し、家族の中からこれら運転者を出さないことを徹底する。</p> <p>(2) 地域における環境づくり</p> <p>地域における交通安全教室や各種会合の機会に、飲酒運転、あおり運転等の悪質性や危険性について繰り返し訴え、地域からこれら運転者等を出さないことを徹底する。</p> <p>(3) 職域における環境づくり</p> <p>事業所等の安全運転管理者及び運行管理者は、飲酒の機会には車の鍵を預かり、同僚や同乗者による注意喚起を励行させ、事業所等から悪質・危険な運転者を出さない対策に努める。</p> <p>(4) 関係業界における環境づくり</p> <p>酒類提供飲食店（組合）等は、飲酒運転根絶宣言店制度及びハンドルキーパー運動を推進するとともに、自主的な飲酒運転防止活動を推進する。</p>	
3 運転者教育の推進	<p>(1) 飲酒運転、あおり運転等の危険性の理解</p> <p>関係機関・団体は各種講習会、交通安全教室等あらゆる機会を通じて、飲酒運転、あおり運転等の悪質性・危険性を理解させ、運転者の資質の向上を図る。</p>	

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
	<p>(2) 事業所における教育の推進</p> <p>事業所等の安全運転管理者及び運行管理者は、朝礼等の機会を捉え、飲酒運転、あおり運転等による悲惨な結末の事例等により悪質・危険性を理解させるとともに、運転者教育を推進する。</p>	

推 進 重 点	第2 具体的推進重点 3 シートベルト・チャイルドシートの着用対策の推進
----------------	---

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
1 広報啓発活動の推進	<p>(1) 広報・啓発活動の積極的推進</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各種広報媒体を活用して、全ての座席でシートベルト及びチャイルドシートの着用義務が課せられていること、並びに、その効果と必要性等について積極的に広報し、県民の理解を得て、着用率の向上を図る。</p> <p>(2) 各種交通安全教育による着用指導の強化</p> <p>県等関係機関・団体は、運転者、安全運転管理者及び運行管理者に対する各種講習会、自動車教習所における教習、幼稚園、保育所、学校における交通安全教室等あらゆる機会を通じて、県等が所有する広報用ビデオ等を活用して、シートベルト等の着用効果等を訴えて、着用の習慣付けを指導する。</p> <p>(3) 着用実態の調査</p> <p>県、市町は、交通安全母の会等の協力を得て、定期的にチャイルドシートの着用実態を調査し、その結果を地区別にまとめて広報して着用率の向上を図る。</p>	<p>□シートベルトの着用効果</p> <p>①事故予防効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい運転姿勢 ・疲労の軽減 ・動体視力の向上 ・安全意識の高揚 <p>②被害軽減効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭や胸の打撲防止 ・車外への放出防止 ・車内での転がり防止
2 各領域における着用対策の強化	<p>(1) 家庭における着用気運の醸成</p> <p>ア 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性和着用効果等について、家族で話し合う機会を設け、正しい着用の実践と習慣付けを家族ぐるみで行う。</p> <p>イ 自動車を出掛ける時は、シートベルト等の着用について、声掛けを励行する。</p> <p>ウ 6歳未満の幼児等を乗車させる場合は、必ず身体に合ったチャイルドシートを備え、正しい着用を励行する。</p> <p>(2) 地域・職域における着用指導の強化</p> <p>ア 地域・職域で開催する交通安全教室や各種行事の機会を捉え、効果的な事例等により、着用の効果と必要性を訴え、着用の徹底を図る。</p> <p>イ 事業所等の管理者は、朝礼等の機会を捉え、従業員に対しシートベルトの着用について繰り返し指導し、事業所総ぐるみで着用の徹底を図る。</p> <p>ウ 市町等は、家庭向け広報媒体（回覧板、チラシ等）を活用して、シートベルト等の着用を促進する。</p>	<p>□チャイルドシートの着用効果等</p> <p>①交通事故時の幼児の被害軽減効果</p> <p>②正しい着用の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児の発育の程度に応じたものを選択 ・座席に確実に固定

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>3 街頭における着用促進 対策の推進</p>	<p>(3) 関係機関・団体における着用指導の強化</p> <p>ア 保育所等の6歳未満の子供を対象とする教育機関にあつては、保護者に対してチャイルドシートの着用効果や必要性に関する周知会等を開催し、子供の送り迎え時の着用の徹底を図る。</p> <p>イ 各機関・団体は、各種講習会等を積極的に開催するほか、インパクトのある衝突実験映像を活用した啓発を行うなど、シートベルト等の着用の徹底に取り組む。</p> <p>妊娠中であっても、シートベルトを着用することにより、交通事故に遭った際の被害から母体と胎児を守ることができることから、妊娠中の方のシートベルト着用の必要性、正しいシートベルトの着用方法の周知を図る。</p> <p>ウ 県、市町等は、交通安全に関するビデオ等の教育資器材、シートベルトコンビンサー等の活用により、非着用の危険性及び着用効果を体得させ、全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用意識の向上を図る。</p> <p>エ チャイルドシート等について、展示、体験試乗等を通じて、普及啓発を促進する。</p> <p>(1) 交通安全運動における重点取組</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各季の交通安全運動等の推進重点に「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を掲げるなど、街頭における交通キャンペーン等を展開して、シートベルトとチャイルドシートの着用率の向上を図る。</p> <p>(2) 街頭指導等の強化</p> <p>着用率の地域差をなくすため、関係機関・団体は緊密な連携の下に、街頭活動等を通じて、シートベルト等の着用指導及び啓発活動を実施する。</p> <p>(3) ステップ方式による着用率の向上</p> <p>県、警察、市町等は、関係機関・団体と連携し、着用率の調査を実施するとともに、各種広報媒体を活用して、シートベルト等の着用について広報啓発活動を継続的に実施した後、警察による非着用者に対する指導取締りを実施するという施策を繰り返すことにより、着用率の向上を図る。</p>	<p>※交通安全教育推進隊及び JAF 香川支部との連携</p>

推 進 重 点	第2 具体的推進重点 4 自転車の安全利用の推進
---------	-----------------------------

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
1 広報啓発活動の推進	<p>(1) 広報・啓発活動の積極的推進</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、「香川県自転車の安全利用に関する条例」について、新聞やWeb動画等各種広報媒体を活用して、自転車利用者の遵守事項・自転車の点検整備・ヘルメットの着用等の周知を図り、自転車の安全利用を推進するほか、自転車事故の高額賠償事例の紹介を行って、加害者になったときの損害賠償責任を果たすための損害保険の加入の必要性及び「自転車安全利用五則」について積極的に広報し、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 交通安全運動における重点</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、各季の交通安全運動等の推進重点に「自転車の安全利用の推進」を掲げるなど、自転車利用時の交通ルール・マナーの理解向上により、交通秩序の整序化を図る。</p> <p>(3) 「県民自転車安全利用の日」における広報・啓発</p> <p>「香川県自転車の安全利用に関する条例」の周知徹底を図るため、関係機関・団体の協力を得て大型商業施設等において、自転車安全利用のキャンペーン等を開催する。</p> <p>(4) 「かがわスマートサイクリスト運動」の推進</p> <p>「かがわスマートサイクリスト運動」を推進し、県民各層への自転車安全利用の意識の浸透を図る。</p>	<p><input type="checkbox"/> 「香川県自転車の安全利用に関する条例」(H30.4.1施行)</p> <p><input type="checkbox"/> 「自転車月間」 毎年5月</p> <p><input type="checkbox"/> 自転車指導日 毎月15日</p> <p><input type="checkbox"/> 県民自転車安全利用の日 毎年10月20日 H30.10.23 シンポジウム開催</p> <p><input type="checkbox"/> 「かがわスマートサイクリスト運動」(H23.8.9～)</p>
2 安全利用のための環境づくり	<p>(1) 家庭における環境づくり</p> <p>家庭において、児童に対し、自転車の交通ルールや正しい乗り方、ヘルメットの着用について保護者が教示を行うほか、保護者自身が幼児を自転車に同乗させる際のヘルメットやシートベルトの着用を徹底する。</p> <p>また、中学・高校生の家族についても、自転車の安全利用とヘルメットの着用、損害保険の加入等についても家庭内で話し合うなど、家族ぐるみで交通安全意識を高めるようにする。</p> <p>(2) 学校における環境づくり</p> <p>大学及び専門学校も含めた各種の学校において、関係機関・団体等と連携した交通安全教室や街頭指導等を実施する</p>	

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>3 通行環境整備の推進</p>	<p>ほか、県下全ての高等学校を「自転車通行マナーアップモデルスクール」に指定することにより、交通ルールや自転車の正しい乗り方を理解するなど、児童・生徒一人ひとりの交通安全意識を高める。</p> <p>中・高生については、県警察や交通安全教育推進隊と連携し、自転車安全利用の講話や自転車シミュレーターを活用した実技指導を行う。</p> <p>また、高校生については「高校生自転車運転免許制度」を継続実施し、高校生の自転車安全運転の知識向上やマナー習得を図る。</p> <p>(3) 地域における環境づくり</p> <p>地域における交通安全教室や各種会合等あらゆる機会を活用して、自転車の安全利用について指導教養を継続して行い、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るようにする。</p> <p>(4) 職域における環境づくり</p> <p>職場において、朝礼や会議等の機会を利用して、行動特性や交通事故の特徴、加害時の高額賠償等について話し合い、自転車の安全利用やヘルメットの着用促進、自転車の点検整備、自賠責保険への加入等について従業員に必要な知識や技能を習得させるようにする。</p> <p>また、安全運転管理者等講習会の講習時に県交通安全協会等と連携して、自転車の安全利用についても説明を行う。</p> <p>その他、「自転車通行マナーアップモデル事業所」の拡大も図る。</p> <p>(5) 自転車部会の開催</p> <p>「自転車部会」を本年度も開催し、「香川県自転車の安全利用に関する条例」が県民に浸透するための施策が実施されるようにする。</p> <p>(1) 自転車走行指導帯の整備</p> <p>車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示し、自転車通行空間を実質的に確保するため、県管理道路に矢羽根、ピクトグラム等の路面標示を整備する。</p> <p>(2) 歩道通行部分の指定</p> <p>自転車が通行することが可能な歩道についても、整備見直しを行い、「普通自転車の歩道通行部分」の指定を行うなど、自転車と歩行者の分離を徹底し、更なる安全性向上に向け</p>	<p>※2016 年度から県内全ての高校生を対象に実施</p> <p>□自転車通行マナーアップモデル事業所（H22.10.25～、県下72事業所（H29.12末現在））</p> <p>H30.12.19開催</p> <p>「普通自転車の歩道通行部分」の指定（H28.3末現在 21区間 20,320m）</p>

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>4 自転車の駐輪に対する環境整備</p> <p>5 自転車の点検整備の推進</p>	<p>た取組みを行う。</p> <p>市町等は、駅周辺や商店街等において、放置自転車を無くすため、秩序正しい駐輪方法の指導を強化するとともに、自転車駐輪場の整備を促進する。</p> <p>(1) 広報・啓発の推進</p> <p>県広報誌やメルマガ等を活用し、「香川県自転車の安全利用に関する条例」により、自転車の点検整備が義務化されたことの周知を行う。</p> <p>(2) 「点検整備リーフレット」の活用</p> <p>「香川県自転車点検整備基準に関する要領」に基づき、昨年度作成して、中・高生全員に配布した「点検整備リーフレット」を、本年度は大学生や事業者等にも配布し、自転車の日常点検、定期点検のポイントを周知し、自転車の点検整備の実施が図られるようにする。</p> <p>(3) 自転車安全整備店等での定期点検の実施</p> <p>自転車の安全性を確保するため、自転車安全整備店等において、定期的に自転車の点検整備を受け、「TSマーク」の貼付を受けることを推奨する。</p>	
<p>6 事故発生に備えた損害保険の加入促進</p>	<p>(1) 広報・啓発の実施</p> <p>自転車事故による損害賠償については、1億円近い高額な判決が出されたこともあり、自転車損害保険等に加入することは重要であることやその自転車損害保険等には、「自転車向け保険や共済」「自動車保険や火災保険等の特約としてセットされているもの」「学校でPTAや学校が窓口となっている保険」「TSマークに付帯した保険」等様々な種類があるということを周知するとともに、現在の加入状況や契約内容の確認について呼び掛けを行う。</p> <p>(2) 関係機関・団体との連携</p> <p>損保協会等との連携による、各季の安全運動や自転車安全利用の日におけるキャンペーンでの加入呼び掛けのほか、県内金融機関や県PTA連絡協議会との連携による、ポスター貼付やWeb動画の放映により自転車保険についての周知徹底を図る。</p>	<p>損保会社との包括連携協定の締結</p> <p>県PTA連絡協議会との連携協定の締結</p> <p>県内主要金融機関との連携協定の締結</p>
<p>7 ヘルメット着用の推進</p>	<p>(1) 広報・啓発の推進</p> <p>自転車乗車中の交通事故では頭部の負傷が致命傷となつ</p>	

推 進 事 項	推 進 要 領	備 考
<p>8 交通安全高齢者自転車大会の開催</p>	<p>で多くの人が亡くなっているが、事故時ヘルメットを正しく着用していれば非着用の場合の“4分の1”まで死亡率を下げることを周知し、ヘルメット着用の必要性の広報を行う。</p> <p>(2) チラシの活用 自転車用ヘルメットの着用を呼び掛けるチラシを自転車利用者、保護者、事業者等に配布し、ヘルメット着用の促進を図る。</p> <p>(3) ヘルメット着用気運の醸成 県、県警察、市町職員等に対し、継続した呼び掛けを行いヘルメット着用気運の醸成を図る。</p> <p>競技を通して高齢者が交通安全意識を高め、正しい自転車の乗り方を身に付け、交通事故防止が図られることを目的に「高齢者自転車大会」を開催する。</p>	<p>H30. 10. 12 高松市総合体育館で開催</p>